

10月1日から役場の開庁時間が変わります(試行)

業務の生産性を向上し、町民サービスの質や利便性の向上を図るとともに、職員の働き方改革を進めるために、10月1日から役場庁舎などの開庁時間を、以下のとおり試行として変更します。

1. 開庁時間(試行期間:10月1日～)

変更前	変更後
8:30 ～ 17:15	9:00 ～ 16:00

※時間を短縮したことによる来庁者への影響や、職員の負担、デジタル化の進み具合などを確認し、令和9年1月からの本格実施に向けてよりよい運用方法へ改善していくため、試行期間を設けます。

2. 対象となる施設・対象業務

- 役場庁舎・複合庁舎(保健センター)
- 窓口業務・電話対応

※緊急を要する電話対応は、開庁時間外でもこれまで通り対応します。ご安心ください。

3. 「役場に行かなくてもできる」便利なサービスをご活用ください

窓口の開庁時間は変わりますが、皆さまのお手続きをサポートするサービスの充実に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

●コンビニ交付(マイナンバーカードが必要です)

住民票の写しや印鑑登録証明書が、毎日6:30～23:00まで、コンビニで取得できます。(平日・土日祝問わず)



●オンライン申請(「行かない窓口」)

スマートフォンなどから手続きできる申請を順次拡大中です。 オンライン申請 コンビニ交付

4. 今回の変更の目的(変更のメリット)

今回の変更は、単なる時間短縮ではなく、よりよい町づくりに生かすためのものです。

●町民サービスの質の向上

開庁時間の変更により生み出された時間を、政策立案などにかかる職員同士の情報共有の時間や業務に振り向けることで、町民サービスの質の向上につなげます。

●業務の生産性向上

始業前・終業後の打ち合わせ、業務の進捗管理、職場内実務研修、業務見直し等の時間が確保でき、業務の生産性向上につなげます。

●働き方改革の推進

勤務時間外に行っている始業前の開庁準備や終業後の片付けなどの時間が確保でき、時間外勤務の削減などワークライフバランスの実現につなげます。

▶問合せ 人事秘書課人事秘書グループ ☎ 28・0395